

南相馬市第三次国土利用計画（素案）に係るパブリックコメント手続に関する意見等への対応

連番	意見提出者	資料番号	ページ	意見要旨（意見等）	回答内容	
					対応区分	市の考え方（対応の理由等）
1	総合計画審議会	1	-	用途地域の変更もあるか。 用途地域がきちんと決まってないことには計画は出てこないと思ったのだが、現時点では了承しておく。	ご意見	本計画では、都市地域の土地利用の方向性の中で、指定用途地域に基づき、商業・教育・文化・福祉等の各種都市サービス機能の充実を図るとともに、計画的に整備、再編を検討し、多様な生活スタイルに対応した快適な都市空間の形成を目指すとしています。 なお、具体的な用途区域の見直しについては、都市利用計画の最上位計画である本計画に基づき、都市計画マスタープランなど、個別計画等の中で、検討・見直しを行ってまいります。
2	総合計画審議会	1	-	・南相馬市の市街地はここ2、3年で急激な変化をしており、本陣前と大木戸が宅地造成され、人口増になっている反面、海岸沿いは、空き家、空き店舗が多くなったり、更地になったりと、まち全体の人口の変革が西手に移動している。バランスのとれた土地利用と、そこに暮らす人々の生活が保証されることを前提にしていきたい。 ・原町区は産業、企業が進出し、下太田工業団地はどんどん埋まり、どんどん広がっているが、自然豊かな素晴らしい森林が、開発で全部壊され、すぐ下には常磐線が通っている。そういう環境作りをしまっているが、経済優先でそうなると思うのだが、国土利用計画という規約というか、法の下で許可されてそのようになるのか、その辺をお聞きしたい。	ご意見 ご質問	本計画では、（2）地域別の概要の中で、市街地を中心とした都市地域と都市周辺地域の土地利用の方向性を定めており、ご意見のありました点も含め、現況と特徴を正確に捉えた中で、市全体としてバランスの取れた土地利用に配慮してまいります。 また、本計画については、本市の土地利用に関する方向性を示すものであり、個別の開発にあたっては、各関係法令に基づき、開発行為などを進めており、その中で、周辺の土地利用や自然環境に配慮した規制等を行っています。 さらに、本計画は、土地利用に関する最上位の計画であるため、本計画で定めた方向性を踏まえ、各土地利用に関する個別計画などにより、具体的な対策等を講じてまいります。
3	鹿島区地域協議会	4-2	-	震災後、寺内地区に仮設住宅が大規模な戸数ができ、今は元どりに現状しているが、その有効活用というのは考えているのか。都市計画区域にはまだ入っていないが、この地域にとって働く場所の確保は絶対必要。土木建築業者の人より、とにかく若手の労働者が働きにこない、本当に誰でもいいから来て欲しいという話を聞いた。小高区は今、復興に向けて産業団地、フロンティアパークというのを着々整備しているが、鹿島区にとっての産業団地というのはどこか疑問に思った。	ご質問	仮設住宅跡地については、震災前に「ほ場整備」が入っていたところでしたので、基本的には農地に戻したうえで、地権者の方にお返しすることになっています。 また、鹿島区への産業団地の整備については、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。
4	鹿島区地域協議会	4-2	-	鹿島区でも国道6号沿いにチェーン店の出店計画があったらしいが、鹿島区では集客が見込めないということで原町区への出店になった。最近市内にできてはいる様々な店舗は鹿島区ではなく、悠長に考えていると、取り返しがつかない状況になるのではないかと危惧している。地域間の格差が広がっていく前に迅速な対応が必要。 先ほどの寺内の地権者の人たちがどのように思っているか。農地に戻してくれという人は、そんなに多くないだろうと思うし、ある人からは活用していただきたいという声を聞いている。	ご意見	鹿島区の活性化については、総合計画等の中で、ご意見等を踏まえ、取り組んでまいります。 また、仮設住宅跡地については、震災前に「ほ場整備」が入っていたところでしたので、基本的には農地に戻したうえで、地権者の方にお返しすることになっています。
5	小高区地域協議会	-	-	今回の報告事項とは少し違うが、小高駅前通りは県道だと思うが、市に払い下げすることはできないのか。	ご意見	当該路線は主要施設（小高駅）と県道浪江・鹿島線を結ぶ重要路線であり、引き続き県道として福島県が管理していきます。

南相馬市第三次国土利用計画(案案)に係るパブリックコメント手続に関する意見等への対応

連番	意見提出者	資料番号	ページ	意見要旨(意見等)	回答内容	
					対応区分	市の考え方(対応の理由等)
6	小高区地域協議会	-	-	駅前通りの件で確認をしていただきたいが、歩道のカーブは変えていただけないか。市道のカーブは変えていただいたが、県道はずっと剥がれたままになっている。	ご意見	支障箇所を確認し、道路管理者である相双建設事務所管理課に連絡してまいります。
7	原町区地域協議会	4-2	-	自然災害の頻発化・激甚化について。昨年山形県鶴岡市で災害があり男性が一人死亡したが、宅地は水があって排水がよくて平坦でないといけな。しかし安心安全な場所であっても、農地法、農振法があり、宅地に適している家も建てて豊かな生活をする事ができない。例えばジャスマール西側の仮設住宅が約400戸あったところは、仮設を造りたいという話を県外の業者よりいただき造ってもらった。それから10数年仮設として利用された。幼稚園から高校まで近く、買い物も近く、道路もあり水害もない大変便利な場所だった。しかし農振地域で、住宅を建てる事が出来ず、土地の安い所、山の近くに建てるしかなく、災害にあってしまう。よく考えて国土利用計画を作っていただきたい。あるいは農振地域の見直しをしてほしい。	ご意見	本計画では、「2 土地利用の基本方針」のうち、「(3)土地利用の質的向上」として、「ア 災害に強い土地利用」を掲げ、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、事前防災や減災等の観点も踏まえ、安全で安心なまちづくりを推進するため、国土強靱化の取組を推進してまいります。 また、農業振興地域の見直しについては、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。
8	鹿島区地域協議会	4-2	2	道路：農道及び林道は自然景観との調和や地域産業の振興に配慮した整備の促進となっているが、昔は通用した農家頼みの政策のあり方も、今はやはり人口が減っているという部分もあって、地域の団体での美化活動というのはなかなか難しいところがある。業者を使う等、市の方でもどんどん参入し、改善して欲しい。	ご意見	本計画では、「4 利用区分別の土地利用の基本方向」のうち「(5)道路」の中で、農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農地及び森林の適正な維持・管理をしておりますのでご意見のありました、美化活動に関する市の参入については、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。
9	総合計画審議会	1	3	鹿島区の都市地域は非常に面積が小さいのだが、寺内地区の交流センター、三里団地は変更に含まれているか。 沿岸部からの避難者が多く、鹿島区でも1番大きな行政区になっているため、その辺も踏まえて見直しが必要ではと思ひ、意見としてあげた。	ご質問 ご意見	本計画では、寺内地区は、都市周辺地域としています。 また、本計画では、都市地域の土地利用の方向性の中で、指定用途地域に基づく、商業・教育・文化・福祉等の各種都市サービス機能の充実を図るとともに、計画的に整備、再編を検討し、多様な生活スタイルに対応した快適な都市空間の形成を目指すとしています。 なお、具体的な用途地域の見直しについては、都市利用計画の最上位計画である本計画に基づき、都市計画マスタープランなど、個別計画等の中で、検討・見直しを行ってまいります。
10	鹿島区地域協議会	4-2	3	・前回の会議録にも出ておるとおり、小高区で営農型と設置型の両方で太陽光パネルの設置が非常に進んでおり、毎月委員会に転用許可などの申請が著しい件数あがってきている。震災前8,300ヘクタールあった農地を7,222まで回復させるといった計画でも、遊休農地が1,000ヘクタール残ってしまう。この1,000ヘクタールの遊休農地、これが全部太陽光パネルになるということだけではないようにして欲しい。 ・農業の担い手について様々な要因があるが、増加は見込めない。農地の集積が進んで経営規模面積が増えているというだけで、決まった人がやっている農地をどんどん増やしているのが現状。実際にやっている小中規模農家はなかなかおらず、新たに農業がやりたいから南相馬市に移住・定住するということはほとんどないという話であるため、遊休農地解消については、農業振興の意味からも、それなりの施策を打って対応していただきたい。	ご意見	本計画では、「2 土地利用の基本方針」のうち、「(3)土地利用の質的向上」として、「イ 循環と共生を重視した土地利用」を掲げ、再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺の土地利用や防災、自然環境や生態系、景観等に配慮しつつ地域との共生を図るなど、循環と共生を重視した土地利用を推進してまいります。 また、遊休農地解消については、「2 土地利用の基本方針」のうち、「(2)土地需要の量的調整」の中で、震災と原発事故による人口減少・少子高齢化の進行により、低・未利用地等の増加が懸念されるため、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や、農用地や森林が有する水源涵(かん)養機能など自然環境保全機能などの多面的な機能に配慮して、適切な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、適正な判断のもとで計画的に行います。

南相馬市第三次国土利用計画（素案）に係るパブリックコメント手続に関する意見等への対応

連番	意見提出者	資料番号	ページ	意見要旨（意見等）	回答内容	
					対応区分	市の考え方（対応の理由等）
11	鹿島区地域協議会	4-2	3	資料4-2の3ページの中に、みちのく鹿島球場サブグラウンド整備とあるが、市として総合運動公園関係をどのように考えているのか。他の市町村からすれば、非常に遅れている。小高の西部グラウンドが産業団地になるということだが、市民の使用に支障が出るため、とりあえずの救済策として、小高中学校あたりのグラウンドの使用が1番良いのではないかと思う。総合運動公園について、具体的な対応の仕方を明確にして計画を進めていかないと遅れていくため、そういう形を練っていただきたい。	ご意見	みちのく鹿島球場サブグラウンド整備については、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。
12	総合計画審議会	1	11	(1) 農地、以下の件お聞きしたい。 南相馬市には灌漑用水（溜池）が多く、私の家周辺に3ヶ所あります。田に水を引くことはなく、泥土状です。白鳥飛来地でしたが、白鳥もいません。これら溜池は放射能計測器に、何らかの処置をするのか、対策を講じる必要があります。他の溜池も含め、今後の対応をお知らせください。	ご質問	ご意見いただきました白鳥の飛来するため池は蛭沢（下）ため池と思われます。確かに近年は、県営ほ場整備事業に伴うパイプライン設置工事のため、ため池の水を抜いて調査・工事を行っていたことから、ため池に水が無い状況でした。令和4年度にパイプラインの設置工事が完了したことから、現在は水を溜め始めております。天候次第となりますが、水が溜まるまではお待ちしております。 その他のため池につきましても、今後、地元の意見をお聞きしながら、不用なため池については廃止などの対応も検討させていただきます。 また、放射性物質対策につきましては、調査の結果、基準値を下回っていることから、対策工については必要性がないため、施工は行っておりません。
13	総合計画審議会	1	11	(5) 道路。生活道路の維持管理は、住民からの要請で行うのでしょうか。	ご質問	市道等については、市の直営班による道路パトロール巡視によって維持管理を行っております。また、住民からの要請についても現場確認対応しています。
14	総合計画審議会	1	11	(6) 宅地。ア、イ各々に適正に土地利用等進めていると思います。だが、工業誘致などに於いては、住民説明会を最重視頂きたい。下太田工業団地の説明会はありませんでした。	ご意見	産業団地等の整備にあたっては、関係行政区の行政区長等にご説明・ご相談しながら進めており、必要に応じて住民説明会を開催しているところです。今後は、より一層、市民の皆様のご理解を得ながら丁寧に進めてまいります。
15	総合計画審議会	1	19	特にありませんが、19ページの都市周辺地域の土地利用の方向について、道路開発と関わって周辺に不調和を来す土地利用がなされないよう、保全の観点もやや強く示してよいように思いました。「調和に配慮しながら」だけではやや弱いと思います。用途地域指定など、都市計画的な手立ては検討してよいと思います。	ご意見 【反映】	ご意見を踏まえ、「周辺の農地や自然環境、景観との調和に配慮しながら」（変更前）→、「周辺の農地や自然環境の保全、景観との調和に配慮しながら、」（変更後）に見直しさせていただきます。 また、用途地域指定など、都市計画的な手立てについては、「（2）地域別概要のうち、ア 都市地域」の土地利用の方向性の中で、「指定用途地域に基づく、商業・教育・文化・福祉等の各種都市サービス機能の充実を図るとともに、計画的に整備、再編を検討し、多様な生活スタイルに対応した快適な都市空間の形成を目指す。」としています。 加えて、具体的な用途区域の見直しについては、都市利用計画の最上位計画である本計画に基づき、都市計画マスタープランなど、個別計画等の中で、検討・見直しを行っていく中で、貴重なご意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。